

**令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会
第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録**

日時	令和 8 年 7 月 1 0 日（金） 1 4 時 3 0 分～1 6 時 3 0 分	場所	本庁舎 1 7 階建設緑政局局会議室 （オンライン併用）
出席者	委 員 柳井部会長、飯島委員、飯田委員 事務局 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課： 山本課長、上原係長、越田主任、長谷川職員 建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課： 坂課長、鈴木課長補佐、斎藤主任 田中職員 建設緑政局総務部企画課：栗林係長		
傍聴者	1 名		
議題	1 議題 （1）川崎市緑化指針の改正案（総論編・技術基準）について 2 報告 （1）川崎市みどりの基本計画の改定検討状況について 3 その他		
事務局 事務局 事務局 部会長 事務局	開会 <みどりの保全整備課長あいさつ> <出席者紹介> 本日の出席状況と会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。 本日の部会ですが、1 名の委員が欠席のため、委員 4 名中 3 名の出席によりまして、川崎市附属機関設置条例第七条第二項の規定により成立していることをご報告いたします。また、本部会は川崎市議会等の会議の公開に関する条例第三条の規定に基づき、原則公開とさせていただきます。したがって、傍聴者、報道機関等取材の許可をしておりますのでご了承ください。なお、本部会につきましては、川崎市議会等の会議の公開に関する条例第八条に基づき会議録を作成することとなっております。作成に当たりましては、要約方式にて発言者がわかるよう委員名を記載するものとして会議録が開始されることとなりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。		
部会長	事務局の説明のとおり、原則公開で進めていきたいと思ひます。ありがとうございます。傍聴人傍聴の希望者いらっしゃいますか？ 傍聴希望者がいらっしゃいますので、入室を許可したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。そうしましたら、これより審議に入りたいと思ひます。発言ある場合は、挙手にて許可を得てからご発言いただくようよろしくお願いいたします。 はじめに、みどりの基本計画の改定との絡みで緑化指針を考えなければならないため、事務局よりみどりの基本計画の改定に向けた検討状況についてご説明をお願いしたいと思います。		
事務局 部会長	<みどりの基本計画の改定に向けた検討状況について、資料に基づく事務局説明> 指針の方の検討にも関わる部分というのがあるので、ご質問やご意見があればと思ひます。		

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

部会長	国の目標である 30%以上という数値は、50 年ほど前から一定の議論がされてきたもので、それを目指すこと自体はよいと思います。ただ、どこで増やすのかという点がよく分かりません。公園緑地を増やすのか、農地・樹林地・運河・河川はほぼプラスマイナスゼロという理解でよいのか、38 ページ表 2 の緑を増やすというのはそういうことでしょうか。少し分かりづらいので教えてください。
事務局	表 2 の整理についてですが、公園緑地を今後大きく増やしていくことはなかなか難しい中で、現状の 695 ヘクタール程度を概算で見込んでいます。農地・樹林地についても大きく減少させることは難しい部分がありますので、現在の数値から概数で 600 ヘクタール程度を目安としています。運河・河川については基本的に変更がないため横置きとしています。 この 3 つの要素はある程度見込みが立てられる中で、街中の緑をどの程度確保すれば全体として 30%を満たせるかを仮に算出したものです。今回対象としている緑化指針の中で協議する緑の創出が 1,400 ヘクタール程度まで伸びれば、全体として 30%を超えるだろうというシミュレーションです。
部会長	要するに、現在 1,393 ヘクタールのところを、緑化指針等を含めて 1,400 ヘクタール程度まで増やせば目標値に到達しそうだ、という理解でよろしいですか。
事務局	ご確認のとおりでございます。
部会長	ありがとうございます。表 2 にある 1,393 ヘクタールというのも推計ということですね。
事務局	はい。川崎市内の用途地域別の面積を分類し、その中には道路等の都市施設で緑化できない部分もありますので、それらを控除したうえで、建築される面積を見込んでいます。その中で、例えば住居地域は緑化率 20%、商業地域は 10%、公共用地域は 10%と仮置きした場合に、制度がうまく機能すればこの程度の緑化量が創出されるだろう、という想定です。
部会長	ありがとうございます。他にございますか。
飯田委員	緑の基本計画のほうにも私自身はかなり関わっておりますので、質問というよりコメントになります。この表を改めて見ると、農地・樹林地の目標がマイナス 6 ヘクタールにとどまっている点が、目標年にもよりますが、かなり厳しい数字ではないかと感じます。農家の方は 80 代・90 代の高齢の方も多く、相続が発生すると、想定より減少幅が大きくなる可能性が高いと思います。600 ヘクタールという見積もりがどのように算出されたのか、やや楽観的ではないかという印象を持っています。
部会長	ありがとうございます。事務局から何かございますか。
事務局	ご指摘のとおりです。事務局としても農地の減少についてはかなり懸念しております。シミュレーションの数値については、今後精度を上げられるよう関係部署とも確認しながら、目標値を整理してまいりたいと考えておりますので、上位計画のほうでも引き続きよろしく願いいたします。
飯田委員	そうですね。あわせて、緑の基本計画では、数値の減少傾向を反転をいつさせるかという議論もされていると思いますが、この数値についても、何年時点でどうありたいかという目標年を連動させて考えていけるとよいと思いました。よろしくお願いします。
部会長	ありがとうございます。先ほど飯田委員がおっしゃっていた目標年がいつなのかは、少し気になりました。人口の増減によって空き地の発生状況も変わってきますし、先日拝見した大きな平坦な緑地のように、条件次第では緑を確保できる場所もあるかと思っています。おそらくみどりの基本計画のほうでも議論されているかと思いますが、目標年に何%を目

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

指すのか、また現在下降傾向にある緑地率をいつ反転させるのか、そのイメージを整理していただけるとよいと思います。緑化指針との直接の関係でいえば、大きな開発が発生するタイミングや空き地の転用のタイミングで緑化を進めていくことになると思いますので、その考え方を整理できるとよいのではないかと思います。

もう一点、全体の方向性として、緑化地域制度を導入する方向で検討が進んでいるという理解でよろしいでしょうか。それとも、まだ決まっていないということでしょうか。

事務局

緑の担保・確保という観点で、国の制度として緑化地域制度が検討対象になり得るということで、本日ご審議いただいておりますが、導入するかどうかはまだ決定したものではありません。

補足として、人口推計については、昨年策定された市の総合計画において、2035 年に人口 159 万 3 千人でピークを迎えると予測されています。前回の環境審議会でも、緑の減少傾向をいつ反転させるかが審議上の重要な論点であるにご指摘いただいておりますので、審議状況が進みましたら本部会にもご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。続いて緑化指針の改正案について事務局よりご説明をお願いします。本日は範囲が広いため、前半の総論編・実践編と、後半の技術基準に分けてご説明いただき、それぞれディスカッションしたいと思います。まず前段の部分をお願いします。

事務局

＜川崎市緑化指針の改正案（総論編・実践編）について、資料に基づく事務局説明＞

部会長

ありがとうございました。総論編・実践編についてご説明いただきましたが、委員の皆さんからご意見をいただく前に、坂井委員からいただいているコメントをご紹介します。

事務局

事務局から代読という形でご紹介します。坂井委員には事前にご説明した際にコメントをいただいております、本日はご欠席のため、技術基準に関連する部分も含めて通してご報告いたします。

1 点目です。先ほどの緑の基本計画の議論にも関連しますが、緑化地域制度の導入については、条例に上乗せするイメージがよいのではないか、というご意見です。

2 点目です。先日 7 月 6 日に臨海部の工場を現地視察されました。その感想も含め、臨海部で今後予定されている大規模土地利用転換エリアについては、緑化指針の中での位置づけというよりも、より大きな地区計画等で誘導していく規模のものと考えられるため、今回緑化指針で検討対象とする臨海部は、既存事業所に対する部分として整理してもよいのではないか、というご意見です。

3 点目です。義務化後の方向性について、基準が厳しくなることへの理解が得られるよう、市民等にしっかりと伝えていく必要がある、というご意見です。

4 点目です。総論編において「生物多様性の確保」「ウェルビーイングの向上」「気候変動対策」という 3 つの柱を立てたことは、緑が生き物・人間・大気に寄与する多面的なものであることを示すうえで重要である。例えば、1 本の木を植えることで多面的な効果があることを表現できるとより良い、というご意見です。以上になります。

部会長

ありがとうございました。私も坂井委員と一緒に現地視察をしてきましたので、2 番目のコメントと同様の感想を持ちました。臨海部の土地利用転換エリアは面積が大きく、事業期間も長期にわたると見込まれますので、区画全体としての土地利用や緑地の配置との関係を含め、個々の事業所に対して個別に緑化指導を行うというよりは、まず全体のマスタープランがあり、それに従って進めていくという考え方が必要ではないかと思います。多くの事業者が個別に参入する可能性もあるようですので、その点は同じ感想を持ちました。

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

	坂井委員のコメントと私のコメントが実践編等にどう関わるかは難しい面もありますが、まずは総論編・実践編について、ご質問・ご意見をいただければと思います。
飯島委員	非常に分かりやすくなったという印象を持ちました。 事業者や土地の所有者の方々に、何のために、これからどうしていきたいのかという当事者意識・一体感を持っていただくためには、今回の総論のまとめ方は非常によい形になってきていると思います。ヒートアイランド緩和のために緑化をしましょうと言っても、以前は「なぜ自分の土地でやらなければならないのか」という反応もありましたが、緑が多面的な価値を持つインフラであること、いわゆる造園・植栽事業ではなく、グリーンインフラという総合的な環境効果に貢献するものであることを伝えていく体系がかなり整理されてきたと感じます。 その上で、” Well-being ” の部分について一点申し上げます。丁寧に書き込んでいただいたことで内容が一段進んだと感じる一方、「リラックス効果」「快適性」「潤い」といった言葉が、もう一段具体的になるとよいと思います。なぜストレス緩和・リラックス効果が必要なのかという必要性を、保健衛生・公衆衛生の分野、すなわち学校保健、産業保健、成人保健、老人保健、精神保健等と関連づけて説明できると、より説得力が増すと思います。それぞれの分野で様々な予防的な保健事業が行われており、緑地はそれを受け入れる空間として大きな意味を持ちます。子供の成長発達に必須のインフラであること、学齢期の子供が地域で健康づくりを行う場になること、成人の生活習慣病予防の観点から緑道等を歩くことの意義があることなど、厚労省が考える予防的な健康づくりに近い事業の方向性を、可能な範囲で盛り込んでいただけると、事業者にとっても説得力のある内容になるのではないかと思います。
事務局	特に子供の成長発達という観点は、公園を実際に管理・整備している立場としても非常に重要な要素であると感じました。具体的な落とし込み方はまだ定まっていますが、文献等も確認しながら、総論編への追加を検討していきたいと思います。
部会長	ありがとうございました。他にございますか。
飯田委員	現行の緑化指針を改めて見ると総論編が非常にあっさりしていたので、今回これだけ厚くしていただいたことに感謝申し上げます。 内容について、あまり意見はないのですが、資料を見ていて少し気になったのは、生成 AI で作成した画像が複数使われている点です。それ自体は問題ないのですが、それぞれのテイストがかなり異なっており、複数のテイストが混在すると雑多な印象を与えてしまうため、使用箇所をできるだけ絞ってもよいのではないかと思います。川崎の実写真も多く使われており、それだけでも十分に伝わる部分がありますので、生成 AI をゼロにする必要はありませんが、テイストの整理をご検討いただければと思います。 もう一点、単純な質問ですが、現在の緑化指針は A4 版縦のサイズかと思いますが、今回の資料は横向きで作成されています。これはそのまま A4 版横の資料として、緑化指針総論編になっていくのでしょうか。
事務局	まだ最終的な構成は固めていませんが、緑化指針本体については従来どおり縦置きでの更新を考えています。一方で、総論編については単独の概要版として取り出せるようにしたいと考えており、この部分については現在のような見せ方で切り分けられるイメージを持っています。
飯田委員	そうですね、私もそれがよいと思います。
事務局	テイストの件についても、まだ作成段階ですので委員のご意見のとおりだと思います。現在 AI で作成しているイメージについても、今後、事例紹介の部分は実際の写真に切り替

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

えられるところは切り替えていきたいと考えておりますので、いただいたご意見を参考に、全体のテイストを最終的に揃えていきたいと思います。

部会長

それでは私からもコメントさせていただきます。

1 点目です。だいぶまとまってきたと思う一方、「何のために緑化をするのか」という点について、機能論の前に、川崎市という都市をどのような価値のある都市にしていくなか、子供の学びやメンタルヘルスなど地域が抱える様々な社会課題・環境課題を解決しながら、目指すべき川崎の姿をつくっていく、その手段として緑がいかに大切かという文脈が必要ではないかと思います。現状の資料は、いきなり「緑にはこんな価値がある」というところから始まっています。例えば 7 ページの「都市の緑が持つ多様な価値や効果を高めるための重点テーマ」も、「緑の価値を高める」のではなく「都市の価値、川崎での暮らしの価値を高める」という文脈で始めたほうが、本来の「なぜ緑化するのか」というストーリーにつながると思います。緑化ありきで始まっているように見えるという印象を受けました。

2 点目です。事業者目線、つまり緑化指導を受ける側・緑化を行う側の目線に立てているかという点です。飯島委員も先ほど触れられていたと思いますが、例えば「木陰ができる」という説明だけでなく、「木陰ができることでにぎわいが生まれる」「滞在快適性が高まり人が集まる」「回遊性が高まる」「従業員のメンタルヘルスにつながる」といった、機能から効果への連鎖を示すことが重要だと思います。先日ある工場を視察した際に、緑化の目的を尋ねたところ「厳しい質問ですね、まずは基準を満たすことが第一です」という反応がありました。基準クリア型の発想はもはや時代に合わなくなってきており、緑化によって従業員が働きやすくなる、良い人材が集まる、地域に受け入れられるといった副次的な効果を伝えることが重要だと思います。不動産開発の例では、グラングリーン大阪梅田のように、緑が見える部屋の賃料が 1 割程度高く設定されている事例もあり、不動産価値に直接反映される例もあります。事業者が社内を説得するための材料として、こうした経済的な視点も重要です。個別の機能を淡々と並べるのではなく、例えば「木陰ができクールスポットとなり、人が集まり、周辺のにぎわいも向上する」といった連鎖や、典型的な緑化事例を 1 つ挙げて、そこから多面的な効果が生まれることを示すアプローチがあると、より訴求力が増すのではないかと思います。

事務局

1 点目の「価値のある都市」というお話は、昨年末に川崎市が公表した「みどりの将来像」でも、市が抱える社会課題について緑を使って解決していく、という趣旨が盛り込まれていたと記憶しています。緑化を通じて、川崎市が抱える社会課題の解決策の一つとして緑があり、それによって選ばれる都市になっていく、というストーリーの柱として整理できればと考えており、表現の仕方も含めて検討させていただきます。

2 点目の事業者目線についてです。先日、視察先で委員からご質問いただいた際の回答は、率直な反応だったと思います。緑化への賛成意見は多い一方、実際に取り組む段階になると、コスト面等で慎重になる事業者もいると感じています。緑化に携わる立場としては、効果を一方的に伝えるだけでなく、事業者自身がその効用に気づき、価値を感じて自ら取り組んでいただけるような伝え方が重要だと考えています。それが結果として、選ばれる企業・選ばれる都市につながっていく、という点が伝わるとよいと思いました。また、坂井委員のコメントにもあった「1 本の木を植えることで多面的な効果を表現する」という視点も踏まえ、資料に少しニュアンスを加えつつ、ストーリーとして 1 本の柱を立てられるよう、時間をかけて検討したいと思います。

部会長

ありがとうございました。他にありますか。

今の最後のお話に関連して、例えば 1 本の木を象徴的な事例として取り上げ、それによって従業員の動きや周辺の風景がどう変化したかを、絵や事例として示すことができると、個々の機能・効果の説明に加えて、複数の課題が同時に解決された例として伝わりやすくなると思います。坂井委員のご意見や、先ほど私が申し上げた点にも対応できるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

	他にございますか。それでは、技術基準についてご説明をお願いします。
事務局	<川崎市緑化指針の改正案（技術基準）について、資料に基づく事務局説明>
部会長	丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。それでは、ご質問・ご意見をお願いします。該当ページがあればお示しいただければと思います。
飯島委員	改正によって、事業者にとって「これもきちんと算定してもらえるのか」と前向きに捉えていただけることは、モチベーションの面でもよいことだと思います。その上で、少し前のめりな内容になるかもしれませんが、3点お伺いしたいと思います。 1点目は大景木についてです。大景木は大事な要素の一つだと思いますが、建築申請・協議の中では代替案として同等本数を新たに植えることが評価される一方、既存の樹木を移植によって生かした場合の評価が十分ではないように感じます。移植はコストがかかるため、伐採して新たに植えたほうが対応しやすいという判断に傾きがちですが、その地域で育ってきた大景木を移植によって生かした場合には、何らかの評価を検討してもよいのではないかと思います。 2点目は薄層屋上緑化についてです。これまで屋上緑化の一部に樹木の植栽が条件となっていました、建物によって植栽可能な条件が異なります。例えば物流倉庫や幹線道路沿いの大型店舗など、大規模な平屋の建物は近年多く、その多く折板屋根となっており、屋根表面の温度が非常に高くなります。こうした建物で薄層緑化を全面的に行った場合、地域の熱環境負荷軽減への貢献度は高いと考えられますので、条例上の最低限の面積のみ緑化するのではなく、全面的に緑化を行った場合には加点するといった評価があってもよいのではないかと思います。また、太陽光パネルと薄層緑化を組み合わせるハイブリッド型の活用も考えられますので、これまで敬遠されがちだった薄層緑化を積極的に活用する方向に誘導できると、取り組みやすいと感じる事業者も出てくるのではないかと思います。 もう一つ、住宅地の緑化についてです。写真等で紹介することは難しいのですが、民有地で樹木が伐採される最大の理由は、隣地とのトラブルであることが多いです。樹木の多くは境界付近に植えられているため、境界のあり方を解決しないと、今後も民家の庭木は伐採される方向に進みやすいと感じます。戸建て住宅の開発許可等の案件では、敷地の中央にはあまり樹木を植えず、端のほうに植えることが多く、これが境界問題につながりやすいという構造があります。建築協議の中で認定された樹木であることを、所有者だけでなく隣地の方にも一定の価値として理解していただけるような仕組みがあるとよいと感じました。この点については明確な提案までは至っていませんが、問題意識として3点お伝えしました。
事務局	1点目の移植についてですが、非常に重要なご指摘だと感じました。現状、敷地内に目通り1メートル以上かつ樹高10メートル以上の樹木が存在する場合には、届出を出していただき、保全について助言・指導できる運用がありますが、実際にその場に残せる事例は多くありません。今いただいたご意見のように、その場に残せなくても移植によって活かすことも大きな取り組みの一つになると思いますので、評価とセットで検討できないか、次回までに整理したいと思います。 2点目の薄層緑化についてです。建物によって条件が異なるというのはご相談としてもよくいただく点ですので、単純に「薄層緑化だからだめ」ということではなく、どのような効果があるかもあわせて評価できるよう検討していきたいと思います。 3点目の隣地との関係についても、直接的なやりとりとして事務局に相談が来ることは少ないですが、公園整備では非常によくある話です。公園も、周辺に樹木を植えていくのが一般的な整備手法ですが、成長した際に支障が生じることもあります。緑化計画の助言・指導の中でどこまで踏み込めるかは今後の検討課題ですが、用途別のモデルケースを

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

	今後指針の中で示していく予定ですので、成長を見越した注意点等も含めて整理できるのではないかと思います。
部会長	他にございますか。
飯田委員	事前説明の際にお伝えしたコメントも、しっかり反映いただいたと感じました。短い時間でご対応いただき、ありがとうございます。私からは 3 点あります。 1 点目は事前説明の際にも申し上げた、緑化指針の単位についてです。指標が「%」であることに違和感があるとお伝えしましたが、今回その点が反映されていると思う一方、最終的にどのような数値が示されるものになるのか、やや見えにくかったので、改めてお伺いしたいです。 2 点目は 17 ページに関する内容で、これも事前説明の際にお伝えした点です。緑化協議の対象外となる案件のうち、住宅地だった土地の建替え等は問題ないと思いますが、従前は樹林地・農地であった土地が開発される案件については、規模だけでなく従前の土地利用も踏まえて協議対象とするかどうかを判断する視点を加えてもよいのではないかと考えています。これは前半で議論した 30%目標にも関係しており、緑の減少をできるだけ抑えるという観点からの意見です。 3 点目は 21・22 ページ付近の内容です。芝生を緑化として認めていくこと自体には反対ではありませんが、地表面の状態に応じて評価に差をつけてもよいと考えています。芝生は維持管理のコスト、人的コストだけでなく、エネルギーや薬剤の投入等が比較的大きく、特に良好な状態を維持しようとするとその負担が大きくなります。管理負担が少なく、かつ雨水浸透の効果も高い草本類等については、評価を分けてもよいのではないかと思います。また、透水性舗装についても、園路など人が歩く部分に用いた場合、雨水浸透の観点から一定の評価を与えてもよいのではないかと考えています。数値設定には工夫が必要ですが、コンクリートやアスファルトとは異なる評価を与えることで、導入を促す効果も期待できると思います。以上 3 点です。
事務局	1 点目の「%」が分かりにくいというご指摘についてです。先ほどの緑の基本計画資料の最後で整理していますとおり、現在の緑化面積は「量」の話と、「質」を「量」に換算して合算する運用になっているため、実際の量とは、ずれが生じる、というご指摘を素案の段階でもいただいていたかと思います。現状、量と質を完全に分離するところまで議論は進んでいません。今回お示した 3 案は、いずれも仮の案です。現在の運用（一番上の案）は、事業者が確保すべき緑化面積を一つの数値でクリアできればよいという点で分かりやすい一方、実際の緑の量として確保されるものと、仮想的に評価している質の部分とは本来別物ですので、協議上どのように設定するか、算出方法を変えるのか、それぞれ別基準として設定するのかについては、まだ庁内で決まっておりません。引き続きご相談させていただきたいと思います。
飯田委員	この点についての意見ですが、お示しいただいた 3 案の中では、一番上のシンプルな案がよいと思います。事業者・皆様の手間を考えても、できるだけ分かりやすくシンプルな計算方法がよいと考えています。ただし、その単位が「%」というのはすぐわかないと感じています。何%という表し方ではなく、例えば参考資料にあったアーバングリーニングファクター（Urban Greening Factor：UGF）のような、ヨーロッパでよく使われる指標のように単位のない数値で示し、高いほど良く、場合によっては 1 を超えることもあるといったような表現方法のほうが適していると思います。「%」というと、少し違うものをイメージしてしまうというのが気になった点です。これはコメントです。2 点目・3 点目もお願いします。
事務局	はい。2 点目の 17 ページに関する対象外案件についてです。本日お示しできていませんが、緑化協議の前段階として、敷地内に 1,000 m²以上の農地がある場合、または 300 m²以上の樹林地がある場合、または目通り 1 メートル以上かつ樹高 10 メートル以上の樹木が存在するエリアで開発を行う場合には、「自然的環境保全配慮書」という届出を行う手続き

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

	を、緑化協議とは別に運用しています。この中で、委員がおっしゃったような、住宅の一律の建替えとは別に、土地が元々持つ自然の効果を次の事業に活かしていくことを自ら宣言していただく仕組みがあります。ただし、緑化協議とは異なる手続きのため、協議対象となる案件については確認できますが、戸建て住宅など対象外となる案件については、届出をもって手続きが完了する運用になっています。この仕組みをうまく活用できれば、実際の事業計画に活かせる可能性があると感じましたので、具体的な方策については今後整理していきたいと思います。
飯田委員	はい、分かりました。
事務局	3 点目です。植生タイプの違いによる評価の差、および透水性舗装を認めていく方向性についてのご意見ですが、現状ではまだ取り込めておりません。透水性舗装については、都市緑地法では透水性に限らず、既に一部の園路等を面積換算の緑化施設として認めている運用もありますので、条件付けができるかどうか確認していきたいと思います。係数の設定についても、協議の中でどこまで明確に区分できるかをシミュレーション等で確認したうえで、改めてご相談させていただきたいと思います。いただいたご意見の趣旨はよく理解できましたので、エリア分け等の対応が可能かどうか、引き続き検討していきたいと思います。ありがとうございます。
飯田委員	はい、よろしくお願いします。
部会長	私からも関連して少し申し上げます。植生などの構成要素によって評価に差をつけるという点は、対応してよいと思います。 また、農地・樹林地の開発については、最初の方でも申し上げたとおり、大きく減らないようにする対応が必要だと思いますので、緑化指針であれ他の枠組みであれ、きちんとした対応が求められると思います。 18 ページの「量」と「質」がパーセントで一体になっている点についてです。みどりの基本計画との対応を考えると、基本計画側は「パーセント（％）」や「実質緑地面積〇㎡」といった数値がベースになりますので、緑化指針側でも、協議の結果として被覆率として何％確保したのか、という数値を明確にしておかないと、基本計画の「何ヘクタール確保する」という目標とすり合わせにくくなります。壁面緑化換算のようなものをそのまま緑被率の純増として扱うのは実態とずれるため、分けて考えたほうがよいと思います。地表面の被覆として何％・何㎡というベースの数値があり、それに工夫を加えた分を別途ポイントとして評価する、例えば面積は半分でも質が 2 倍であれば同じポイントになる、といった形のように整理できると、単に「緑化をしたら％が増える」という表現よりも直感的に理解しやすいのではないかと思います。 また、樹林地と隣接住宅との関係についてですが、川崎市には保存樹林・保存樹木の制度はありますか。
事務局	「保存樹木」と「まちの樹」の制度があり、それぞれ基準が少し異なりますが、市が指定し、プレートを掲示する形で運用・助成を行っています。
部会長	多くの場合、樹木単体に対して管理費の助成や、倒木によって隣家の車等に損害が生じた場合の補償のような支援があるものと理解していますが、建築との直接的な連携はない、という理解でよいでしょうか。
事務局	そこまでの補助はございません。 保存樹木については、現在市内に 700 本以上あり、年間 1 本あたり 2,400 円を助成しています。剪定費用というよりも、清掃用具等の購入費に相当する程度の金額です。そのため、倒木時の補償のようなフォローまではできていないのが現状です。

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

部会長	倒木時の賠償責任を免れる仕組みというのは、保存樹木制度によくある形だと思いますが、そうしたリンクが考えられるとよいと思いました。保存樹木の指定は、所有者からの届出によって解除できる仕組みだったと思います。
事務局	そうですね。
部会長	保存樹木に指定されたものの近傍で何らかの開発を行う場合には、その樹木への配慮事項を指導の中に組み込む、あるいは、かつて保存樹木・保存樹林があった場所についても一定の配慮を行うといった仕組みが考えられます。現状、保存樹木・保存樹林・大径木といった制度は単独で存在しており、建築・増築・移築・新築等、樹木が失われる機会となる場面とリンクしていないように見えます。そうした既存の条例上の制度と緑化指針がうまく連携できる仕組みがあり、樹木を保存することで評価ポイントが上がるような体系になっているとよいと思いました。少し難しいかもしれませんが、そのように感じました。 また、接道部緑化についてです。公益性が高く、緑化がきちんとできる場所や接道部の見える場所への緑化を進めていくという考え方自体は理解できますが、それ以外にも配置に関する基準や評価に差があってもよいのではないかと思います。景観デザインのガイドラインなどでは、交差点の角地や、T字路の突き当たりのように見通しの良い位置に緑があるとよい、公園や隣地の緑と接続してまとまった緑が形成される、といった配置面での評価の考え方があります。一つ一つの敷地で接道部緑化を行うことは大前提としつつ、連続性やまとまりを踏まえた、より効果的な配置を評価する基準の考え方について、現状はどうなっているか教えていただければと思います。
事務局	現状は、指針の中のモデルプランにおいて、より見える場所に配置することの効果についてはうたっていますが、基準上、それを課しているのは接道部から見えることを条件とする壁面緑化に限定されています。部会長がおっしゃった公園との連続性については、既存の樹林地を活用する場合など、公園に接する形で敷地内にも緑をつくるという考え方が指針の中でうたわれており、公園側 6 % と敷地内 4 % をあわせて 10 % 以上のまとまりを設けましょう、という規定もあります。ただし強制力のあるものではなく、事業計画が優先される中で、そうした事例は最近ではあまり見られない状況です。
部会長	強制力を持たせるということではなく、そちらに誘導できるようなモデルプランのテキストを、しっかり整えるとよいのではないかと思います。例えば提供公園なども、結果的に一番売りにくい場所に配置されがちで、良い場所は住宅地として高く売られ、提供公園は日当たりの悪い端のほうにできてしまうといったことが起こりがちです。既存の住環境との関係が意識されないまま配置されるケースもあると思いますので、配置をうまく誘導できる仕組みを考えられるとよいと思いました。
事務局	現行のモデルプランは作成時期が古く、考え方も古い部分がありますので、基準に落とし込める部分だけでなく、より良好なあり方という考え方として、今回の指針改正であわせてモデルケースの設定も進めてまいりますので、その中で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。
部会長	はい、他にございますか。 事業者の方に対して、イメージを伝えるためのモデルプランのようなものは実際にあるのでしょうか。今の配置の話に関連してですが。
事務局	はい、ございます。
部会長	それは、点数の説明として使われるのか、それとも『こういう属性を重視してほしいので、こういう配置にしてほしい』というような伝え方をするものなのか、どのように指導されているのか教えていただければと思います。私は現場を存じ上げないので教えてください。

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

事務局	実際の指導では、本日の資料の 18 ページにあるような、緑化の手法ごとにどのような計算になるかを整理した手引を用いており、事業者の方がその中から使える手法を選ぶ形になっています。ホームページ等でも緑化計画の作成例として、主に計算方法のイメージを掲載していますが、誘導したい配置のイメージという点では、モデルケースとして掲載しているものが、平成 8 年の当初策定時からほぼ更新されていない状況です。当時は工場における公害対策の観点が強く、緑の捉え方も現在のオープンスペースの概念とは異なり、密な緑化への誘導が中心でした。今回、緑化手法の整理とあわせて、実践編の中で用途別に、モデルプランとして重視してほしい点・誘導したい点を書き込んでいく形で整理していきたいと考えています。
部会長	求めているプランのイメージが、接道部緑化率何%というよりも、もう少し直感的に伝わるものがあるとよいと思いました。指導の中で「こういう感じにしてほしい」というイメージを伝える方法について、少し気になりました。
事務局	例えば、事業所ではこういう配置にしてください、という点について、入り口にはゲートツリーやポットを並べる、駐車場周りは外からの視線を意識して遮蔽する、といった配置例をお示ししています。事業所の場合は休息スペース、外周部・建物周りの緑化、接道部をあわせて、こういった緑化配置が考えられる、という形で、種別ごとにモデルプランとして現行の指針に掲載しています。公共施設、住宅地についても、それぞれの種別に応じたプランがあります。
部会長	ありがとうございます。配置に関する部分が少し気になりました。
事務局	白黒のイメージになっている点もありますので、その点も含めて改善していきたいと思っています。
部会長	ありがとうございました。他に何かございますか。 先ほどご紹介した坂井委員のコメントについてですが、今の指針改正素案に関わる部分でいうと、義務化等によって基準が厳しくなることへの理解を得られるよう、しっかり伝えていくこと、そして 1 本の木からでも全体としての保全効果が表現できるとよい、というお話は、これまでの議論のとおりでよいと思います。あわせて、緑化指針の中での位置づけとして、例えば大規模土地利用転換エリアについては、より大きな地区計画等の枠組みで誘導できるような整理になるとよいと思いますので、あわせてご検討いただければと思います。 本日は議論が多岐にわたりました。次回は 10 月頃とのことですので、あと 3 か月程度、引き続きご検討いただければと思います。皆さんも良いものにしたいという思いで参加されていると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。次回に向けて、本日出たご意見について整理いただければと思います。 それでは議事次第の「2 その他」について、事務局から何かございましたらお願いします。
事務局	議題の中で触れられていない点として、大きな検討課題である緑化地域制度についてご報告します。この制度をこのタイミングで採用するかどうか、現在事務局として最も大きな課題となっています。緑化地域制度自体は、単体ではなく、現在ご議論いただいている緑化指針と併用する形になりますが、課題となっているのは緑地維持の担保です。緑化指針では協議が義務となっている一方、それ以上の完成後の維持という点は義務ではなく、出来上がったものに対する担保がないことが最大の課題です。一方で、協議についてはほぼ 100%に近い事業者が応じており、実際の取り組みは行われているというのも事実です。それをさらに義務という形にすべきかどうか、という論点です。仮に緑化地域制度を導入すれば担保は確保されますが、一方でその制度を運用する組織体制が、現状の人員体制からしてすぐには対応が難しく、体制の整備をしっかりと検討する必要があると考えています。全国でも緑化地域制度を導入している自治体は 4 自治体程度で、いずれも導入から

令和 8（2026）年度 川崎市公園緑地等整備計画推進委員会
第 3 回 緑化指針改正検討部会 会議録

	10 年以上経過していると聞いており、導入自治体のご意見も伺っていますが、判断の決定打となる材料はまだ十分ではないというのが現状です。最終的には事業者の判断にも関わってくる部分だと思いますので、プラス面・マイナス面を含めてどのように判断していくか、あらためて委員の皆様からのご意見をいただければと思います。今のところ、フラットな状態でどうするか検討している段階です。 この制度が導入されると、かなり大きく仕組みが変わる部分もありますので、引き続き大きな課題として、今後ともご相談させていただきたいと思います。 それ以外に、次回、第 4 回の部会は 10 月下旬頃を予定しております。後日、日程調整のご案内をさせていただきますので、あわせてよろしくお願いいたします。ご報告は以上です。ありがとうございました。
事務局	<みどりの保全整備課長から閉会の挨拶> 閉会